

海上での使用について：

2014年10月末より、デジタル簡易無線登録局3Rは日本周辺の海上でも使用できるようになりました。

- 1 これから新規に登録状を申請される場合、申請書1ページ目「2 無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲」の記載を「全国の陸上および日本周辺海域」とお書きになれば、海上でも使用できるようになります。使う予定がなくても記載しておいて構いません。
- 2 既に開設した登録局を海上で使うときは、事前に「無線局変更届」の提出が必要です。書式と書き方の見本は総務省のホームページからダウンロードできます。
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/cr/dwn10.htm> > 個別登録または包括登録 > 「(包括) 変更登録の申請 (届)

*日本の周辺海域とは概ね日本国の領海の基線から200海里の線の内側です。正確な定義や申請届の具体的な書き方などご不明な点は、お住いの地域を管轄する総合通信局にお尋ねください。連絡先は製品に同封の申請書類一式に含まれるリストに掲載しています。

*本製品の化粧箱や説明書、カタログなどの文中に「海上では使えません」旨の注意書きがあっても無視ください。上空での使用禁止には変更がありませんのでご注意ください。